

赤坂町内会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、赤坂町内会（以下「会」という。）という。

(区域)

第2条 会は、佐野市赤坂町の全域に住所を有する者をもって構成する。

(事務所の所在地)

第3条 会は、事務所を佐野市赤坂町48番地赤坂町内会公民館に置く。

(会員)

第4条 会の区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。

2 会員になろうとする者は、班長を経由して会長に届け出るものとする。

3 会長は正当な理由がない限り、その区域に住所を有する者の加入を拒んではならない。

4 第1項に該当しない個人又は団体にあつては、この会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第5条 会は、その区域内の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を通じ、住民相互の親睦を図るとともに、明るく住みよい地域づくりに資することを目的とする。

(事業)

第6条 会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 会員相互の連絡事務に関すること。

(2) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること。

(3) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関すること。

(4) 会員の福祉厚生に関すること。

(5) 行政情報の活用及び行政との連絡調整に関すること。

(6) 所有する資産又は受託した施設の管理及び運営に関すること。

(7) その他会の目的達成に必要な事業。

第3章 役員

(役員)

第7条 会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 会計 4名以内
- (4) 総務 若干名
- (5) 監事 2名
- (6) 幹事 若干名

(選出の方法)

第8条 会長、副会長、会計、総務、監事及び幹事は、会員の中から役員会で推薦し、総会で承認を求める。

(役員の仕事)

第9条 会長は、会を代表し、会務を執行及び統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 会計は、会の出納事務を処理し、会計書類を管理する。
- 4 総務は、会の庶務及び会議の記録等の総務を行う。
- 5 監事は、会の業務及び会計事務を監理する。
- 6 幹事は、地区をまとめ、代表として会務に協力する。

(任期)

第10条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第11条 会に顧問及び相談役を置くことができる。顧問及び相談役は本会に功労があった者のうち会長が役員会の意見を聞いて委嘱する。

(班)

第12条 会の運営を円滑に行うために、班を置く。

- 2 班の編制は、当該の住民の協議を経て、会長の承認を受ける。
- 3 班は、会員の中から班長を選出する。班長は、原則として輪番制とする。ただし、高齢者及び心身障害者等で、業務の遂行が困難であると認められる場合は、本人の申し出により免除することができる。

(部)

第13条 会は6条の事業達成のため次の部を設置する。

- (1) 環境衛生部 環境衛生部には部長を置き住み良い環境保全と衛生に関する諸般の事業を

執行する。

(2) 体育部 体育部には部長を置き町内の体位向上と健康を守るため体育全般の事業を執行する。

(3) 広報部 広報部には部長を置き町内会事業等諸般の広報事業を執行する。

(4) 福祉増進部 福祉増進部には、部長を置き町内会の福祉事業を執行する。

2 前項の各部長は会員の中から会長が選出し、役員幹事とする。

第4章 会議

(会議の種類)

第14条 会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会の最高意思決定機関であり、全ての会員をもって構成する。

3 役員会は、第7条の役員（監事を除く）をもって構成する。

(招集)

第15条 定期総会は、会長が招集し、年1回開催する。

2 臨時総会は、会員（世帯の代表者）の5分の1以上の請求があったとき、又は役員会において総会開催の議決があったときに、会長が招集する。

3 役員会は、必要に応じ、会長が招集する。

(議決事項)

第16条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業報告及び収支決算に関すること。

(2) 事業計画及び収支予算に関すること。

(3) 規約の制定改廃に関すること。

(4) 役員を選出に関すること。

(5) その他会の運営に係る重要事項に関すること。

2 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項に関すること。

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

3 第1項に定める事項につき、急を要するものについては、役員会で決議執行し、次の総会で承認を受ける。

(成立要件並びに議長及び議決)

第 17 条 会議は、構成員の 2 分の 1 の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者の数に加えられる。

2 総会の議長は、出席会員の中から選出し、役員会の議長は会長がこれにあたる。

3 会議における議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

第 5 章 会計及び資産

(会計年度)

第 18 条 会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わる。

(収入)

第 19 条 会の収入は、会費、寄付金、補助金等をもってあてる。

(会費)

第 20 条 会の会費は、1 世帯月額 5 0 0 円とする。

但し、アパート(借家)の入居世帯は、1 世帯月額 3 5 0 円とする。

2 賛助会員の会費は、月額 1 0 0 0 円とする。

3 会費は、各班において徴収し、幹事がまとめ奇数月の最終の月曜日までに会計に納入するものとする。なお、会費の納入は、2 ヶ月以上をまとめて前納することができる。

4 会費は、増額または減免することができる。

(支出)

第 21 条 支出は、総会で議決された予算に基づき、会の目的に添って行う。

(資産)

第 22 条 会の資産は、別に定める資産目録による。

2 資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

3 資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第 23 条 会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産、負債に関する帳簿を整備する。

第 6 章 監事

(監査及び報告)

第 24 条 監事は、会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。

町内会規約改正内容

- 平成20年4月26日 ・第13条 (3) 広報部の増設
- 平成24年4月21日 ・第20条 アパート(借家)入居世帯の会費は月額350円とすることを明記した。
- 平成26年4月19日 ・第13条 (4) 福祉増進部の増設・2の文章に項目番号をつけた
- 平成28年4月23日 ・第13条 (1) 衛生部の名称を環境衛生部に変更する。
- 平成31年4月20日 ・第7条 (2) 副会長増員 3名⇒5名(以内)
- 〃 ・第7条(4)、第8条(4) 役職名、定員及び職務の変更
書記2名⇒総務若干名